

シリーズ・先人に聞く

◆回顧20世紀－近代下水道の軌跡－◆

下水道行政の変遷を語る（その5）



下水道総合研究所理事長

久保赳氏

安中 それでは次に、下水道整備五箇年計画の変遷、位置づけということでお願いします。日本の公共事業はその多くが五箇年計画をベースにして計画的に実施されておりますが、下水道事業も五箇年計画に対しては重要な位置づけを与えてきたわけです。各計画ごとに計画額が定められるほか五箇年計画の発足の都度、事業の仕組みや財政などの仕掛けを変える契機にするということで、都市計画中央審議会での検討などいろいろな検討を重ねております。五箇年ごとに考え方をリフレッシュしながら下水道の整備が進められてきたといえると思います。

前にもお話が出ましたが、二元化していた時代に第1次の五箇年計画がスタートしておりますの

で、いろいろなご苦労があったと思います。今日のようなすっきりした形になるまでに時間がかかっています。

それから、現在の計画は第8次下水道整備五箇年計画として発足しましたが、国の財政事情の関係から途中で法律も改正され、七箇年計画となっています。久保さんは第1次の五箇年計画の策定や、そのベースとなる長期計画の策定にも関与されていますので、そのころから少しお話しいただければと思います。

久保 第1次の五箇年計画は、昭和38年から42年までという計画で始まったわけですが、その当時は下水道行政が二元化していました。前にも述べた通り建設省では32年以来下水道は二元化状態のままであっても下水道整備緊急措置法を目指して長期計画をつくろうという姿勢で進めてきたのですが、厚生省からは、その後「ごみ処理、し尿処理も全部含めてやるべきだ」といった意見が出てきました。最終的には38年度の予算要求時になって「下水道及び清掃施設整備緊急措置法」にしようということで両省の協議が整い、自民党の政調会に持っていったところ、当時、熱心にやってい

た社会労働部会から、法律の名称も「生活環境施設整備緊急措置法」とすべしという意見が出されました。下水道関係者は緊急整備措置法として下水道の名称が消えてしまうのでは、官民一体となって下水道の整備を進めていくのに、何か漠然としてはっきりしないという意見も随分ありましたが、建設省も最終的にはその提案を受入れたのです。

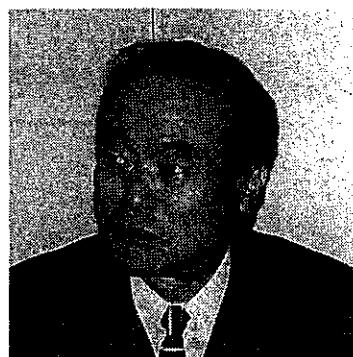
しかし、38年度からの五箇年計画でありながら、実際に生活環境施設整備緊急措置法が制定公布されたのは38年12月24日で、スタートから遅れました。その根拠法に基づいて下水道、終末処理場、し尿処理、ごみ処理と4事業の第1次五箇年計画が発足したわけです。

第1次から現行の第8次にわたる五箇年計画の間を振り返ってみると、結果として非常によかつたと思うのは、太平洋戦争の終戦から、GHQの占領政策を経て、25年朝鮮戦争などがあり、社会情勢が激変してきたわけですが、それと並行して特需が出てきて経済面では恵まれた状況下に置かれてきたということです。

朝鮮戦争は28年に終結しましたが、その後暫くしてベトナム戦争が始まりました。ベトナム戦争はケネディ大統領のときに始まって、ズルズルとそれが11年ぐらい続いたのですが、経済的には国際紛争による特需の恩恵を受けた形で日本の産業がその間ずっと伸びたのですね。産業が伸びた過程で、日本は米国に次ぐ経済規模とGNPを持つまでに成長し、結果として、下水道事業にもかなり資金が回り得る状態になって、1次から始まった五箇年計画は8次に至る現在まで、下水道事業にとって経済環境は恵まれた状態であったと言えると思います。

ところで、第1次の五箇年計画ですが、前に詳しく説明したように38年から42年の間は、40年1月から行政管理庁が下水道行政の監察を行って、同年12月には監察の結果報告として建設省に一元化すべしとする案を示すなど、行政管理庁、建設、厚生の三省の間での論争が非常に激しかった時期でした。

そういう中で大きな問題は、五箇年計画の中味に対する考え方方が、厚生省と建設省とで大きく違っていたことでした。結果として主計局の中でも、



聞き手：日本下水道事業団理事

安中徳二氏

厚生省担当の主計官や次長と建設省担当の主計官や次長との間で考え方が違っていたのですね。具体的には公共事業担当主計官は、五箇年計画をつくるのであれば財源も明らかにすべきとの考え方で、下水道については38年の予算要求をする段階で、下水道整備五箇年の計画額は総額3,300億円、そしてそのうちの補助対象事業と、単独事業は区別されて財源の中味が明らかにされた計画として決められたわけです。

一方、厚生省の関連した五箇年計画では終末処理場は1,100億円、ごみ処理は何億円、し尿処理は何億円といった総括は示されたのですが、財源は明らかでなく、同じ主計局が関与した計画でありながら、総括だけで進むということになるわけです。五箇年計画を閣議決定する際、経済企画庁や自治省などとも協議しなければいけませんが、例えば自治省は厚生省関係のそういう進め方に対しては、「財源もわからない五箇年計画では、地方債などもどのくらいみたらいいかわからないじゃないか。」といったことで紛糾して、全体の協議が遅れて結局閣議決定は40年8月27日になったのです。

安中 3年遅れたのですね。

久保 遅れたことによって、閣議決定案の事務次官会議の際、ある省の次官から、「何だ、これは。3年も遅れて閣議決定するのでは、決算報告みたいなものじゃないか。」といった批判が出たということです。また、当時、下水道協会が、全国下水道整備婦人大会を開いていて、私もそれに出席

していたのですが、ある婦人から「緊急整備五箇年計画といいながら、3年もたってから閣議決定するということはどういうことですか。緊急という言葉を使って5年計画で3年目に閣議決定するのでは、これは全く国民を愚弄するようなものじゃないですか。政府の見解はどうなんですか？」という鋭い質問が出ました。対応は大変なことでしたよ。そういう状態がありました。

根拠法も決まり、遅れたけれども閣議決定されて第1次五箇年計画が進められたわけですが、その期間中はいろいろと大変なことがありました。行政管理庁が41年1月から下水道行政監察を開始して建設省に一元化すべしという勧告案が出されたのが41年9月2日のことでした。厚生省は反対したのですが結局、42年2月21日には一元化の閣議了解がされてます。また政府の経済計画もこの時期は変動期でした。国民所得倍増計画（昭和36～45年）が35年12月27日閣議決定されたのですが、産業基盤整備が進むにつれて公害問題を含めた生活環境基盤整備が問題となり、検討された結果中期経済計画（昭和33年～37年）が40年9月22日に閣議決定されたものの、41年1月27日には、「中期経済計画を廃止し、42年度より新経済計画を策定する」閣議決定がなされ、42年3月13日に経済社会発展計画（昭和42年～46年）が閣議決定されるという結果になったのです。

このような状況下にあって、建設省は下水道管きょと終末処理場の整備計画が別々になっていた第1次五箇年計画（昭和38年～42年）を繰上げて一元化された体制の下で第2次五箇年計画（昭和42年～46年）にすべしという意見が支配的になりました。その場合第2次五箇年計画は、生活環境施設整備緊急措置法でいくのかどうかという議論が、第1次計画の期間中に出てきたのです。建設省はこの機会に下水道整備緊急措置法を制定して、その中に終末処理場の整備計画も含めた下水道整備五箇年計画でいきたいという案を出しました。

厚生省は、「それは反対だ。現行の生活環境施設整備緊急措置法で下水処理場も含めた下水道五箇年計画を決めるとは可能なのだし、あわせて、ごみ処理・し尿処理も決めればいいのだから、別の法律を出す必要はない。」ということで、両省

間でもめたのです。

建設省は、すっきりした形で下水道の旗印をはっきりさせてやっていくべきだという主張をしたのですが、両省の意見はまとまらずに結局、内閣法制局に両省の意見を各々説明してその判断に任せることになりました。竹内都市局長はそのとき都市計画法の改正問題に忙殺されていたこともあって、前田光嘉建設事務次官が、これは自分が出て何とか形をつけなければいけないということで、大変な努力をしてくれました。法制局長官のところに前田次官が御自分で出向いて交渉してくれたのです。私自身は法制局の真田次長のところに何回も行って建設省としての考え方を説明しました。

その主張の一つは、下水道整備緊急措置法をつくって、その目的の中に「公共用海域の水質の保全に資する」ということを明示したことでした。というのは、公害対策基本法で、水質環境基準を決めるということになっているし、今後の下水道整備を考えると、その目標は水質汚濁防止、つまり公共用海域の水質の保全ですから、「公共用海域の水質の保全に資する」ということをはっきり入れたいということでした。

安中 それは一元化になってからですね。

久保 そうです。一元化になったので、次の計画からは根拠法をそれまでの生活環境施設整備緊急措置法から下水道整備緊急措置法に切替えろと主張していたわけですからね。真田次長は、「そんなこと言ったって、下水道法の目的の中に『公共用海域の水質の保全に資する』という文言はないじゃないか。下水道の基本法である下水道法の目的にないものを、下水道整備緊急措置法の目的に掲げるのはおかしい。そういうことはしなくとも、生活環境施設整備緊急措置法に基づいて五箇年計画を閣議決定できるのだから、それでいいじゃないか。」という意見でした。

私は真田次長に、「行政管理庁の勧告に基づいて下水道行政の一元化は、閣議了解されたのですが下水道法の改正はその点に関して必要な個所のみということにしています。下水道法の改正にあたって目的とか他のことを加えた条項を入れると時間的に難しくなるので、次の機会に必ず下水道

法の目的に「公共用水域の水質の保全に資する」を加えた下水道法改正案を出しますから、今回のところはこのまま進めさせてほしい。」ということをお願いしたのです。

しかし、真田次長にはなかなか言うことを聞いてもらえませんでした。そういう中で、前田次官に法制局長官と接渉してもらったのですが、前田次官が法制局で偶然、事務次官会議を通してつき合いが長かった竹下登先生に会われたのです。竹下先生から「どうした？」と言われ、前田次官は「実はこうこうということで、法制局長官にお願いしているところです。」と言ったら、「わかった。じゃあ、私も応援するよ。」ということで、竹下先生も応援してくれたそうです。結果として、下水道整備計画は生活環境施設整備緊急措置法ではなくて、下水道整備緊急措置法を根拠法にするということで決まったのです。

安中 このときは竹内都市局長は都市計画法改正で大変お忙しくて、前田次官が出馬なさったということですね。

久保 その通りです。前田次官は、それまでの経緯を全部御承知で「これは現在の都市計画法改正の状況下では竹内君にやってもらうのはちょっと無理だ。」と判断されたこともあって……。

安中 それも今では考えられないようなことですね。

久保 そうなのです。そういうことで、下水道整備緊急措置法と下水道法の一部改正一終末処理場を一元化したことによる部分だけが昭和42年6月21日制定公布されたのです。第1次五箇年計画は昭和38年から42年までだったのですが、事実上、41年でおしまいになって、下水道整備緊急措置法が制定されて42年以降は第2次計画に入るわけです。

以上のように、第1次五箇年計画の期間は、行政一元化問題があったり、閣議決定するのが大変遅れて非難を受けたりで、形としてはあまり整わなかった五箇年計画であったと思います。

安中 下水道整備緊急措置法の中に「公共用水域の水質保全に資する」という条項が入ったというのは、画期的なことであったわけですね。

久保 それはその通りです。何れにしても第1次

五箇年計画の位置づけとしては、本格的な整備計画へスタートするための助走期間と言うべきでしょうか。

安中 この計画期間中には将来の下水道整備の基盤づくりになった大きな問題が次々におこったことは注目に価しますね。

昭和39年度：「下水道管理の適正化について」

建設省都市局通達 4月30日

昭和40年度：大阪府寝屋川流域下水道着工

京都市公共下水道国庫補助率引上げ1/4→1/3

経済企画庁長官勧告「公共用水域の水質保全に係る下水道の整備について」関係各省大臣宛10月15日
「公共下水道の実施に伴う受益者負担金制度の採用について」建設省都市局長、自治省財政局長通達

10月25日

昭和42年度：下水道行政一元化閣議了解

2月21日

下水道整備緊急措置法制定公布

6月21日

久保 第2次五箇年計画は、計画の期間は昭和42年から46年で、下水道整備緊急措置法がその基本法になったのですが、この第2次の計画では下水道整備五箇年計画に終末処理場の整備が加わったので財源問題、特に国庫補助率の引上げ、補助対象範囲の拡大等が大きな課題でした。加えて今言ったように法制局との関係からいっても、下水道法を改正して、目的規定の中に「公共用水域の水質の保全に資する」を加え、それに伴う条項を整理し直すことが課題で、早期にその作業を始めたことがテーマであったわけです。

1年繰上げて第2次計画に入った背景の一つとして、日本が朝鮮戦争、ベトナム戦争を経て経済発展していく中で、35年、池田内閣のときにできた国民所得倍増計画があります。国を豊かにし、国民所得を倍増にするとして各種の政策を閣議決定したわけですが、その国民所得倍増計画（昭和36～45）は、計画期間十箇年のうち、最初の五箇年は国の経済力をつけていくための投資を行うということでした。つまり公共投資にしても、先ず

生産力を上げていくような、産業基盤強化に係るものに重点を置き国民の生活環境整備の投資は、十箇年計画のうちの後半期にするという内容でした。

その結果、確かに生産基盤は強化され、それによって産業もおこり経済成長も速くなり所得も上がったのですが、逆に、英國の産業革命の時と同様に、人口が都市部に集中して来て、公害問題、環境悪化問題が顕在化してきたのです。東京都の隅田川のことを話しましたけれど、隅田川なども、産業による排水ということもあるけれども、生活排水が未処理のままで流れていることが大きな原因で、汚染して夏になると臭くなるほど進んできたわけです。

そういう状況から、国民所得倍増計画を中期で見直すべく中期計画などが議論された結果、経済社会発展計画（昭和42～46）が42年3月13日に閣議決定されたのです。

そういう背景も受けて、第1次五箇年計画を1年繰上げて42年から46年度までを第2次五箇年計画にしようという状勢になったのです。そして、下水道法の改正作業を進めるために下水道課補佐官であった藤沢孝栄君を中心にしてその準備を開始したわけです。

第2次五箇年計画は42年3月24日に閣議了解となり、同年6月21日は下水道整備緊急措置法が制定公布されました。同じ国会で同年8月3日には公害対策基本法が制定公布されています。また長年の懸案であった都市計画法は43年6月15日に制定公布されました。閣議了解された第2次五箇年計画は、終末処理場は公共下水道および流域下水道に含まれて下水道事業整備五箇年計画となつたのですが、第1次が終末処理場も入れて4,400億円だったものが、第2次計画では9,300億円と倍以上の額に増えました。したがって、五箇年計画として事業を進めていく上での財源措置として補助対象の範囲および国庫補助率を定めることが大蔵省と建設省間で最大の課題でした。終末処理場が厚生省所管であった時からの問題を建設省が引き継いだわけでしたが從来から下水道関係者の懸案であったわけです。厚生省が苦心した問題の一つとしてし尿処理の問題があったのです。

都市部のくみ取りし尿は農村では使わなくなりましたから、くみ取ったし尿を別途に処理するということで厚生省はし尿処理場の設置をすすめていたのですが、できるだけ下水終末処理場の中でくみ取ったし尿の始末をしてもらいたいという気持ちが強かったです。そのためには下水道および終末処理場の国庫補助率を引下げてもいいから、事業費を拡大して終末処理場の能力を増強しようということで、それによって何とか東京湾や大阪湾の中に生し尿を投入することをやめさせたいということでした。下水処理場でし尿処理をやっていけるようにということで、東京湾や大阪湾に面した都市—東京、横浜、川崎、大阪、神戸の下水道と下水処理場の国庫補助率を1/3から1/4に下げて事業費を拡大するのが厚生省の方針だったのです。大蔵省の厚生省担当主計官から建設公共事業担当主計官に引継がれた昭和32年度では、いまの五都市の国庫補助は1/4でしたが、34年度からは、東京湾や大阪湾に面する五都市だけでなく、名古屋市と京都市も補助率を1/4に下げられてしまっていました。

私はこれはいかんなと思ったので、第1次五箇年計画の期間中に、京都市の補助率だけは淀川の水質保全対策の上から考えても一般都市並みにして、1/3に戻すべきだという主張を強くしていました。なかなかうまくいかなかったのですけれど、昭和40年度の予算要求では小山長規建設大臣と大蔵大臣との折衝の中に、京都市下水道の補助率は1/3に戻すべしという要求を入れてもらいました。

安中 それはもちろん淀川問題ですね。

久保 そうです。そのときは長岡実主計官で、長岡さんが私に大臣折衝の直前に「ちょっと来てくれ」と言うので行ったら、「久保さん、1都市だけを取上げて国庫補助率を引上げるというのは、大臣折衝の課題としてはおかしいんじゃないですか？」ということでした。「長岡さん、それは違う。京都市の下水道は、淀川に放流する下流では大阪・神戸も含む多くの人が飲料水とする上水道の水源としているという実態があり、淀川の水質は大変重要ですよ。京都市の下水道の補助率を少くとも一般都市並みにするというのは重要なことではないですか？」と強く主張したら、「まあ、

しょうがない。じゃあ、何とかするか。」といって、理解してくれて、京都市下水道の国庫補助率だけ $1/4 \rightarrow 1/3$ に上げてもらったのです。

この国庫補助率問題は、公共用水域の水質保全法に基づいて水域を指定して基準を決めていく地域が増えてきていますから、そういうことを考えると、根本的に引上げてもらいたいと思っていたのですが、その前哨戦として淀川の水質問題と直接関係の深い京都市で議論しておいたほうがいいのではないかと思ってやったことです。

いずれにしても、多くの議論を経て第2次五箇年計画では、昭和42年度から公共下水道および流域下水道の国庫補助率を大都市と一般都市の区別なくして $1/3$ 、 $1/4$ を $4/10$ に引上げることができたのです。加えて43年度からは流域下水道の国庫補助率は前に話したような経緯を経て西垣主計官の時に $4/10 \rightarrow 1/2$ となりました。また公共下水道の国庫補助対象範囲を48%であったものを54%まで拡大することができて、その間の交渉に時間をとられてかなり遅れたのですが、44年2月21日に内容を充実した姿で下水道整備五箇年計画（昭和42～46、9300億円）の閣議決定となりました。第1次五箇年計画との相違点は次のようになったのです。

(1) 根拠法の目的の変更

生活環境施設整備緊急措置法：「生活環境の改善と公衆衛生の向上とに寄与すること」

下水道整備緊急措置法：「都市環境の改善を図り、もって都市の健全な発達と公衆衛生の向上とに寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。」

となって公共用水域の水質保全のための下水道事業の色彩を強め、広義の衛生施設として広域的分野の国民の利害に影響を持つ基幹施設としての性格を明らかにしたこと。

(2) 流域下水道が新たな項目として登場したこと。

(3) 国庫補助率を公共下水道と流域下水道を $4/10$ に引上げたこと（流域下水道は43年度からは $1/2$ ）

(4) 予備費が項目としてあげられ、下水道事業調査費（公共下水道の一般公共事業に含まれている）が認められ建設省土木研究所の研究調査費

が充実されたこと。

次に下水処理区域内の便所の水洗化問題がありました。当時の下水道法ではこの点については何も触れてなかったのですが、改正下水道法（案）では、処理区域になったならば財源は別途考へるとして、水洗便所に切替えることを義務づけることを検討していました。義務づけの前提として、処理区域となった段階では、まずその処理区域の中に、各省の出先機関の建物、県庁の建物、および市役所の建物もありますが、処理区域内の住民に義務づけるからには、先ず政府機関から率先して実施すべしという趣旨から、予算編成期の前に先ず、国の建物、官庁の建物の中の便所は水洗化することをやっておいたほうがいいと思いましたので、建設省都市局長から44年7月12日「処理区域内の官公庁の建物の水洗化について」の標題で各省官房長宛に必要な予算措置の配慮方を要請し、併せて各都道府県および指定都市宛に同一趣旨の文書を発送しました。これは下水道法を改正したときはそういうことも含めることを考えて、第2次五箇年計画期間中に実施したわけです。

次に44年12月12日に都市計画審議会に建設大臣が諮問して「下水道整備のための方策はいかにあるべきか」というテーマで公式に検討してもらうという運びになりました。中田政美元建設事務次官が下水道部会長になりました。その時期に経済企画庁長官から、建設、大蔵、自治の三大臣に次のような文書による通知がなされたのです。

昭和44年12月26日

「公共用水域における水質汚濁防止のための下水道整備について」

標記について、別添の通り水質審議会長から意見具申があるのでよろしくご配慮願います。

（別添）

昭和44年12月26日

経済企画庁長官殿

水質審議会々長新居善太郎

公共用水域における水質汚濁のための下水道整備の促進について（意見具申）

公共用水域の水質保全に関する法律第13条第3項の規定に基づき、下記の通り意見を具申する。

記

政府においては、最近における公共用水域の水質汚濁が、大企業を中心とする工場、事業場からの排水のみならず、無処理のまま排出される大量の家庭下水ならびに固有の排水処理能力に乏しい中小企業の工場、事業場からの排水によることが大きいことからかんがみ、公共用水域の水質の保全になお一層の万全を期するため、指定水域の指定、水質基準の設定等の拡充強化の措置とあわせて、一般公共下水道、流域下水道等下水道の整備拡充を積極的に推進すること。

水質審議会長の新居善太郎さんは、33年12月25日に「公共用水域の水質の保全に関する法律」が制定公布され、同日に中央水質審議会が設置されて以来会長として終始一貫して同法による「水域指定と水質基準の告示」をすすめて来られたのです。表に示すように多くの水域の水質調査を次々としてきた実情を踏まえての意見具申になったものと思われました。

公共用水域の水質保全に関する法律

水質基準と水域告示

	告 示	調査開始
1. 江戸川	昭和37. 4.24	昭和34
2. 木曽川	38. 1.21	34
3. 淀川	38. 1.28	34
4. 石狩川（A）	38. 6.13	34
5. 石狩川（B）	39. 7. 1	35
6. 常呂川	39. 7. 1	36
7. 隅田川	39. 8.24	36
8. 石狩川（C）	39.12.15	36
9. 荒川（B）	39.12.15	36
10. 財田川（香川）	40. 2. 1	38
11. 大和川および河口海域	40.11.24	38
12. 多摩川	41. 3. 5	37
13. 四日市海域	41. 3.10	37
14. 荒川（A）	42. 2.24	35
15. 東京城南水域	42. 2.24	38
16. 鶴見川河口海域	42. 2.24	38
17. 荒川（C）	42. 2.24	39
18. 加古川	42. 9. 2	35
19. 渡良瀬川	43. 3.22	34
20. 広田川・梅田川	43. 6.11	39

21. 日光川・宮田用水	43. 9.11	35
22. 福岡市内河川	44. 4.10	38
23. 和歌川	44. 4.10	36
24. 寝屋川	44. 4.30	35
25. 神崎川	44. 4.30	37
26. 岩国・大竹地先海域	45. 2. 2	37
27. 十勝川	45. 2. 2	39
28. 相模川	45. 4.14	37

都市計画中央審議会下水道部会の各委員の方々にとっても傾聴すべき貴重な意見具申であったと思いました。

その後45年1月14日には第3次佐藤栄作内閣が発足し、根本龍太郎建設大臣の就任となって、次々といろいろな問題の展開となっていくわけです。

都市計画中央審議会では、以下に示すように、次々と集中的に審議を進め、各委員とも極めて熱心につかづき、率直に意見を述べて議論が展開されたことが思い出され、当時のことが目に浮かびます。

下水道部会

第1回 45年2月26日 議題：下水道事業の現況と問題点

第2回 45年3月19日 議題：流域下水道事業について

第3回 45年4月27日 議題：下水道財源小委員会設置

下水道財源小委員会は下水道部会の委員の中から学識経験者を加えて次記の委員で構成され金沢良雄小委員長の下で審議での中核的役割を果たす結果となりました。

下水道財源小委員会

小委員長：金沢良雄（東京大学法学部教授）

委員：志村富寿（毎日新聞社論説委員）、野中八郎（東京設計院副社長）、杉木昭典（東京大学工学部教授）、恒松利治（学習院大学法学部教授）、成田頼明（横浜国大経済学部教授）、宮沢弘（自治省行政局長）、音田正己（関西労働文化教育研究所理事長）

下水道財源小委員会

第1回 45年5月22日 議題：下水道事業財源検討事項の細目

第2回 45年6月17日 議題：具体例（京都市

公共下水道、千里泉北住宅団地公共下水道)

第3回 45年6月24日 議題: 具体例(横須賀市、郡山市公共下水道、相模川流域下水道)

第4回 45年6月25日 公共用水域の水質汚濁対策に重点をおいて、その対応策である公共下水道(流域下水道を含む)を計画的、かつ、緊急に整備する方策としての行政上の措置について次記テーマについて討議

1. 水質汚濁に係る環境基準が定められた水系の流域総合下水道計画策定の必要性

(1) 水環境基準が定められた水系については、流域総合下水道計画の策定を法律上義務づけること。

(2) 流域総合下水道計画は、広域行政主体としての都道府県知事または建設大臣が定めること。

(3) 水質環境基準が定められた水系に係る下水道事業は、流域総合下水道計画を上位計画として、それに適合するものであることを要件とすること。

(4) 流域総合下水道計画の策定に要する経費については、国が財政上の措置を講ずること。

2. 水質環境基準に対応する公共下水道事業(流域下水道事業を含む)の財源の確保

(1) 水質汚濁に係る環境対策は国、地方団体および住民、工場等が一体となってその対策にあたることを前提とすること。

(2) 国および地方公共団体は当面次のような措置が必要であること。

(2)-1 国費

(a) 水質環境基準に対応しうる公共下水道の総投資額の確保

(b) (a)に対応した国庫財源の確保

一般財源のみならず特定財源(例えば下水道建設公債、公害税等)を考慮すること。国庫補助対象の明確化を図ること。

(c) 高度処理に要する経費に対する国庫補助率

(2)-2 市町村財政

(a) 地方債の長期低利資金の確保

(b) 水質環境基準に対応しうる地方債の特別

な配慮

(c) 市町村の下水道事業の実状を十分に勘案した交付税の算定

(d) 事業量に見合った都市計画税等の積極的な充当

(2)-3 都道府県行財政

(a) 広域にわたる水質汚濁対策事業(主として流域下水道事業)の積極的な推進

(b) 市町村施行の広域的に配慮されるべき水質汚濁関連の公共下水道事業に対する行財政上の援助

(3) 下水道の設置による受益者または利用者の責務

(3)-1 受益者負担金

生活環境の整備向上という親近性からする住民感情を考慮し、公共下水道を具体的に利用できる時点、すなわち枝線等が現実に整備され、または近く整備されることが予定される時点で徴収するよう配慮すること。

(3)-2 下水道利用債

(a) 当面6大都市を中心に検討する。公営企業会計方式を採用し、利用者の応益負担を原則とすること。多額の下水道投資を必要とすること。

(b) 引受けの制度化—引受けない場合の措置をどうするか。

(c) 引受けの相手

下水道を利用することとなる者とし、利用者の範囲は、公共下水道が現に整備され、または近く整備されることが予想される区域内のものとする。

(d) 発行の限度額—枝線整備の費用とする。

(e) 利用者の引受けとなる額—利用者の水量、水質に応じた引受け

(f) 地方債の許可をする場合の特別の配慮

(g) 債還財源の確保—使用料収入で償還することをたてまえとする。

(3)-3 利用の態様に応じた適正な使用料の徴収、特に水質使用料制度の採用

3. 工場廃水の負担の明確化

(1) 市街地、市街化区域内の工場廃水は原則として、公共下水道に受入れ、かつ、処理するもの

とし、その工場廃水の排出者の費用負担の明確化を図る。

(2) 一定量以上の悪質下水を排出するものについては適正な水質使用料制度を採用する。

(3) 特別な悪質下水を排出するものについては、除害施設を設けさせるほか水質測定を義務づけ、それを記録させること。

4. 新市街地の開発に関する開発者の責務

(1) 枝線部分は全額開発者の負担とする。

(2) 主要施設については、地方公共団体と協議の上妥当な費用負担の割合を定めること。

(3) 整備された施設は、原則として地方公共団体が引き継ぎ、維持管理の適正に努めるものとする。

5. 水洗便所の義務づけ、排水設備および除害施設の設置に対する財政援助。

(1) 処理区域内におけるくみ取り便所の水洗便所への改造。

一定年限内（例えば3年内）に水洗便所に改造することを建築物の所有者に義務づけること。

生活困窮者については市町村の財政負担で改造すること。

水洗便所改造資金についての国および地方公共団体の援助措置の強化

(2) 排水設備および除害施設の設置資金に対する国および地方公共団体の援助措置の強化以上の討議は下水道法の目的に「公共用水域の水質保全に資すること」を加える法改正に関する下水道法改正を考慮したものでした。

この時期にアメリカでは、ニクソン大統領が45年1月22日に連邦議会に特別教書を送り、1970年代の基本政策は環境問題で、その中でも大事なのは水に関することで、連邦政府がそれに対応するために近代的な下水処理場建設にむけて地方公共団体に対して100億ドルの連邦政府資金を提供するという環境汚染防止に関する特別教書のニュースが伝えられてきたのです。

私は、「公共用水域の水質の保全に資する」とが下水道整備緊急措置法の目的に明示されたので下水道法の目的にも同一趣旨を加えるべく下水道法改正作業中でしたので、ニクソン大統領の特別教書の中味を正確に調査するとともに、それに至った背景をも調査して、金沢良雄小委員長以下

各委員にその具体的な資料を提出する必要があると感じました。私は、この下水道財源小委員会の審議が進行中でしたが、45年6月5日より15日まで約1週間米国のワシントンに出張し、連邦政府内務省に行ってアラン・ハーシュ博士（Dr. Allan Hirsch, Assistant Commissioner for Program Planning, Federal Water Quality Administration, FWQA, Department of the Interior）と担当のラルフ・C・パランジ（Ralph C. Palange）に会って、日本側の事情を説明して訪問の目的を述べたところ、快く協力してくれてニクソン大統領の特別教書の内容を説明し、具体的な資料も提出して特別教書提出に至った経緯を説明してくれました。米国では水質汚濁問題は州政府の責任とされていたのですが、1960年代になって、ミシシッピ河の一番下流のルイジアナ州ニューオリンズ地域のミシシッピ河の河水中に発癌性の物質が含まれていて、それを上水道水源としていた地域は癌の発生率が高いという統計が出て、調査の結果その原因は上流の州（オクラホマ、テネシー、ミズリー、ケンタッキー、オハイオ、イリノイ）から排出されて来たものが集まってミシシッピ河の最下流部で水を利用する人に影響していることがわかったのです。したがってこの水質問題の解決は州政府だけではなく、連邦政府も水質管理に責任を持つ制度にしなければならないと認識されたことがベースになったとのことで、米国は現在その方向で動いて来ていることを金沢良雄小委員長以下各委員に説明し、持ち帰った資料を提供して小委員会審議をすすめる一助にしたのです。金沢小委員長以下皆さん大変参考になったと喜んでくれました。

各委員による討論の結果をとりまとめて、音田正己、成田頼明、杉木昭典委員を起草委員として小委員会報告をとりまとめ、45年7月5日は日曜日にもかかわらず皆さん張切って起草委員会が行わられたという状況でした。

下水道部会

第4回 45年6月25日 議題：下水道整備のための問題点

1. 公共用水域の水質保全対策としての下水道整備

- (1) 水質汚濁に係る環境基準の設定状況
- (2) 環境基準達成に必要な投資額
- (3) 水質保全法に基づく今後の水質調査予定
- (4) 工場排水の問題点
- 2. 都市河川、農業用水路、在来水路等と下水道との調整
 - (1) 行政管理庁の勧告の要旨
 - (2) 市街化区域内の法河川、普通河川、農業用水路の現況
 - (3) 調整上の問題点
 - (4) 水路用地の帰属に関する問題点
- 3. 下水道事業執行体制上の問題点
 - (1) 下水道技術職員の現況
 - (2) 必要見込み職員数
 - (3) コンサルタント業界の現況と問題点
 - (4) 都道府県および市町村における下水道行政組織の現況

第5回 45年7月15日 議題：下水道財源小委員会報告（案）審議

下水道事業執行体制について審議

下水道財源小委員会報告（案）は一部の字句修正のほかはほぼ承認され、下水道事業の執行体制を含めての部会報告（案）の執筆委員と志村富寿、杉木昭典、音田正己3委員が任命されました。

なお、下水道事業財源小委員会は金沢良雄小委員長の代理として、音田委員から部会に報告され、同日、建設記者クラブで発表されましたが、一般有力各紙が取上げて公共用水域の水質保全対策としての下水道整備が注目されました。

第6回 45年7月30日：起草委員会の原案は了承され、下水道部会報告として8月14日都市計画中央審議会に報告されて建設大臣に報告されました。その項目を示すと次の通りでした。

都市計画中央審議会「下水道の整備の方策に関する答申：昭和45年8月14日」

1. 総合的な水質保全事業としての下水道事業の現代的評価
2. 水質環境基準が定められた流域に係る総合的な水質保全計画および流域総合下水道計画の策定の必要性

3. 水質環境基準等に対応する第3次下水道整備五箇年計画の目標とその財源の確保について
 4. 工場廃水等に係る費用負担等の明確化
 5. 新市街地の開発に関連する下水道の整備維持管理等のあり方
 6. 水洗便所への改造の義務づけ等に関する措置の必要性
 7. 下水道事業の執行体制の確立の必要性
 8. 下水道法上措置すべき事項
 - (1) 水質汚濁に係る環境基準が定められた流域については、都道府県知事又は建設大臣が流域総合下水道計画を定め、当該流域に係る下水道事業は、流域総合下水道計画に適合して施行すること。
 - (2) 流域下水道について、事業主体を都道府県とすること等その設置、管理等の規定の整備を図ること。
 - (3) 日本住宅公団等が大規模な新市街地の開発とあわせて公共下水道を整備する必要がある場合には、日本住宅公団等が公共下水道の設置者となりうるようにすること。
 - (4) 悪質下水を公共下水道に排出する者について、水質の測定、その記録の保存、必要な立入り検査の受容等を義務づけるものとすること。
 - (5) 処理区域内の既存くみ取り便所について、一定期間内に水洗便所に改造するよう建築物の占有者に義務づけるとともに、生活困窮者については公的機関の責任でその改造を図るものとすること。
 - (6) 下水道の建設および維持管理を適正に行うため、技術者の資格要件を整備強化すること。
- この答申の中で、「下水道法上措置すべき事項」が明記されたことに加えて注目すべきことは、第2次下水道整備五箇年計画が、46年をもって終了することとなっていたのですが、その間新都市計画法の制定公布（昭和43年6月15日）、新経済社会発展計画（昭和45～50）閣議決定（昭和45年5月1日）および水質汚濁に係る環境基準閣議決定（昭和45年4月21日）された状況下で、下水道整備五箇年計画もこれらに対応しうるよう46年度を初年度とする新たな計画、すなわち第3次下水道整備五箇年計画に改訂すべきであると明記された

ことでした。加えてこの新たな計画においては、新経済社会発展計画の策定後に水質環境基準の実施に入るので水質環境基準の達成に十分対応しうるよう計画期間中の総投資額が確保されねばならないとし、それが巨額にのぼることが予想されるので、国および地方公共団体が第一義的に責任を持つことはもちろんあるが、区域内住民も社会的責任を有するものと考え、総力をあげてこれに対処すべきことを指摘していることが注目されたわけです。

45年2月26日の第1回下水道部会以降同年8月14日の都市計画中央審議会による答申までの約半年の間に下水道関連で重要な問題がありました。

その重要な問題の一つは、公害対策基本法に基づいて45年4月21日「水質汚濁に係る環境基準設定の基本方針」が閣議決定されたことでした。その閣議決定をする前に、経済企画庁が水に関する各省会議を開いて閣議決定する内容について意見交換をしたいという連絡が私のところにあった時のことです。

その環境基準設定の基本方針の中に、環境基準達成のための施策として次の7点をあげるということでした。

1. 排出などの規制強化。
2. 下水道等の公害防止施設の整備促進。
3. 土地利用および施設配置の適正化。
4. 河川の流況の改善等。
5. 監視、水質測定等の体制整備。
6. 汚水処理技術の開発等の促進。
7. 地方公共団体に対する助成等。

この7つを環境基準達成のための施策の提案が企画庁から出されたのです。私は、本来水を利用する上で適切な水質基準を定めることは必要で、水利権を許可する河川管理者の立場からも水質と水量を含めて一体的水管理の責任を持つことが求められるので水質環境基準達成のための施策として適当であり賛成だと言っていたら、建設省河川局が、4番目の河川の流況の改善は反対だということを言い出したのです。

隅田川の場合には、利根川から武藏水路により導水して荒川に入れて東京都の上水道源にし、加えて、隅田川の流況を改善するという計画が進行

したことだったので、河川局は当然賛成すると思っていたところ、反対だと言うのです。私は「これは大問題だ」と思いました。竹内都市局長に、「各省会議で水質汚濁の環境基準設定の基本方針としてその達成の施策として7つの提案が出て、その中に河川の流況改善が含まれていて私は賛成意見だけれど、河川局が反対と言っているから、彼らと話をしたいと思うけれど、どうですか？」と言ったら、竹内さんは「君、頑張ってやれよ。」と激励をされて、早速河川局に行ったのです。

そして当時の河川局次長、河川計画課長そして専門官という担当ラインの3人と議論をしたのです。私は「経済企画庁は公共用水域の水質環境基準を設定するに当ってそれを達成するために7つの施策を示しそれを閣議決定しようとしているが、いずれも水質環境基準を達成する上で大事な施策である。河川の水質と水量は一体であり、一体的な水管理は水利権を考える場合でも重要で、河川の流況特に低水流量を河川管理者が管理して水質保全に寄与するということは河川管理者の役割でもあるから、河川の流況改善を施策に入れることに反対するという意見は考え直したらどうか？」という意見を言ったのです。次長や河川計画課長は一言も言わないので専門官が、「そんなことを経済企画庁で閣議決定の中に入れなくても、河川局はやるから、わざわざそんなことは書いてもらわなくてもいい。余計なことである。」ということを主張しました。

ですから、私は、この人は水管理の基本原則をさっぱりわかっていないなと思いましたので、「そういう論理もあるかもしれないが、国が水質環境基準を決めて公共用水域の水質保全の達成を目指して水に係る各省の責任となる施策のポイントを並べた中に、河川の流況の改善が落ちているということ自身が問題じゃないか？」と説明を繰返したのですが、その専門官が一人で頑張って主張を変えないのです。それで私は、「それでは、各省会議の席で、建設省の中で意見が分かれていると思われても仕方ないが、私は河川の流況の改善を含めて原案に対する賛成意見を言うつもりであるから、河川局としての反対意見を言いなさい。

その席で関係者皆さんの中で議論しましょう。」と言ったのです。彼は何も言わなかったのですが……。

私はもう一言、「専門官というのはこれから河川局の将来を担う立場の人だよ。水管理についてもっと視野を広くして、河川管理者の責任と役割をみんなにわかってもらって協力を求める立場なのに、考え直すべきではないか？」とつけ加えて、河川局から引揚げてきたのです。そうしたら、30秒ぐらいで河川計画課長がかけつけてきて、「久保君、河川の流況改善の件は河川局は賛成するから。」ということでした。「ああ、結構だ。」ということでおさまったのですが、当時の河川局は残念ながらそういう姿勢でしたね。私は、新居善太郎さんを非常に尊敬していました。前にも述べましたが常に私に言われたことは、昭和25年国土総合開発審議会の中に水制度部会ができて、蠟山政道部会長の下で、議論した時のことです。そこで、水制度は、農林省は灌漑農業用水のための水、通産省は工業用水の水、厚生省は上水道の水をというように、水を使う分野が分かれているので、関係省庁の局長が水制度部会に出てくると、侃々諤々の議論になりがちである。河川法を所管する建設省の河川局長はその責任者として出席して、河川管理者が水を利用する国民に水利権を許可して、適正、かつ、公平に水を分配するにはどうしたらいいかの議論をすべきなのに一度も出て来なかっただというのです。

新居さんは「河川局長がいつも代理出席ばかりというのはいかがなものか？自ら出席して、河川管理者としての水管理を行う上での水制度の議論を前面に出すべきであるのに。」と言っておられました。水質環境基準達成の施策についても専門官クラスが河川局を代表するような意見を言うわりには、水管理制度に対する基本的姿勢に勉強不十分さが感ぜられ、前途は多難だなと思ったわけです。改めて新居善太郎さんことを思い出し、ありし日々のことを偲ぶ気持ちです。

二つめの重要な問題は、第2次下水道整備五箇年計画（昭和42～46）は45年度で終了とし、第3次五箇年計画（昭和46～50）に改訂すべきであることが、都市計画中央審議会答申に明記されたの

ですが、建設省ではその主旨を受けて46年度の予算要求時に第3次五箇年計画（昭和46～50）を総額2兆6,000億円として要求する方針を明らかにしたことでした。

「新経済社会発展計画（昭和45～50）の下水道投資額は2兆3,000億円（昭和46～50：2兆1,000億円）とされているが、第3次下水道整備五箇年計画（昭和46～50）では、これに5,000億円を追加して総額2兆6,000億円とする。」

45年の8月14日に、都市計画中央審議会から「下水道の整備の方策に関する答申」がありました。私は一息ついたという思いで、これからますます本格的に第3次五箇年計画の準備に入るべく体制を整えようと思っていたのです。

ところで、昭和45年には次のようなさまざまのことが次々におきています。

6月8日：建設省都市局長の交替 竹内藤男→吉兼三郎

7月31日：総理府に公害対策本部を設置する件を閣議決定

9月1日：「公共用海域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定について」閣議決定

9月2日：佐藤栄作首相とニクソン大統領間でメッセージの交換があり、日米両国が協力して人類共通の焦眉の急の問題たる環境破壊に対処する必要ありと確認し、そのためラッセル・E・トレインを米国環境問題諮問委員長と日本の環境問題関係閣僚と協力の方途について協議することが同意された。

9月9日：佐藤栄作総理大臣が根本龍太郎建設大臣と一緒に猪名川流域下水道原田下水処理場の現地視察をされた。

9月22日：米国上院で大気汚染防止法案（マスキー法案）が自動車業界の反対を押切り可決された。

10月1日：総理府に公害対策本部発足
本部長：佐藤栄作首相、副本部長：
山中貞則総務庁長官、首席審議官：
木戸謙次（厚生省）、次席審議官：



猪名川流域下水道原田処理場を視察する佐藤栄作総理（中央）、右は根本龍太郎建設大臣、左は久保赳建設省下水道課長（いずれも当時）（昭和45年9月9日）

植松守雄（大蔵省）、審議官：遠藤寛二（農林省）、建設省下水道課より出向：栗林宗人

10月8日：第1回日米公害閣僚会議を東京で開催し、ラッセル・E・トレイン委員長来日、随員としてアラン・ハーシュ氏が来日。予備会議：一般部会、大気汚染部会、水質汚濁部会 本会議：「公害問題に関する日米会談共同コミュニケ」発表

11月24日：第64国会召集（公害国会といわれた）予算委員会なみで提出14法案を公害関連委員会で審議された。

12月1日：米国連邦政府に環境保護庁設置
12月：英国政府に、住宅地方省、運輸省、公共土木省を統合して環境省を設置

以上のようにさまざまの動きがあったのですが、第64国会（公害国会）が11月24日に召集される予定であると知らされたのは10月初旬でした。法案は公害関連法案に限って至急提出すべしということでした。

私は、公害国会と呼ばれたこの国会への提出のために下水道法改正案を用意していたわけではな

かったのですが、下水道法の改正案をほぼ固めておりましたので、「すぐ出しましょう。」と申し出たのです。公害関連法案として建設省関係の法案提出は下水道法改正だけでした。

建設省内は「公害問題」に対する感度は鈍く、「下水道法が公害国会とどう関係があるのかな」という空気もありましたが、私は説明をして「提出しよう。」ということになったのですが、提出期限も追っていて大変だったのです。

建設省内で「公害国会」に燃えていたのは下水道課だけだったようですが、下水道法律改正には時間をかけて十分な用意をして準備をしていたからこそやれたのでした。

公害国会の提出法案は全部で14法案となりました。

下水道課では、井前勝人専門官と藤沢孝栄補佐を中心として課員全員が、第2次五箇年計画（昭和42～46）の期間、特に都市計画中央審議会下水道部会の審議期間を通じさらに第3次五箇年計画（昭和46～50）の準備も加わって激務が続きましたが、本当に協力一致して頑張ってくれました。特に下水道法改正問題の作業については藤沢孝栄

君が全力投球をしてくれ、私はその努力に対して今でも敬意と感謝の念で一杯です。その間発足した総理府公害対策本部には栗林宗人君に出向してもらったので、栗林君も大変だったのですが、残った課員も激務は続いたのです。

日本の水質公害は、明治以来、足尾銅山の鉛害で渡良瀬川の鉛毒問題があり、兵庫県、愛知県でも、それぞれ工場排水による水質汚濁問題が起こったのですが、昭和34年に公共用海域の水質保全に関する法律ができて、対策がとられるようになりました。この法律は工場排水法と抱き合せで水質審議会（新居善太郎会長）によって水域が指定されないと法律は適用されないこともあって、直ちに全国一斉に実効をあげるということにはならなかったのですが、前に述べた通り新居会長の指揮のもとに水質調査が各地ですすめられて精力的に主要な水系を指定する作業が進行しておりました。

そういうことがベースになって、公害国会では水質汚濁防止法が制定され全国の水域に一斉に適用されることになりました。水質保全法時代とは違う体系となったのですが、水質保全法時代に進められた水質調査によって水質公害は工場排水だけが原因ではなく、都市化による人口の都市集中による未処理の生活排水のたれ流しもその原因であることが明らかにされていました。そして下水道の役割が大きく位置づけられたのです。このことが下水道整備緊急措置法に基づく第2次下水道整備五箇年計画の策定となり、その期間中に水質汚濁防止に対応する次の五箇年計画はどうあるべきかが検討された結果、新たに第3次五箇年計画

（昭和46～50）が策定されることになったというのが、第2次五箇年計画（昭和42～46）の位置づけになると思います。

第1次五箇年計画は本格的な整備計画への助走期間という位置づけであったということに対して、第2次五箇年計画の位置づけも助走のスピードは上ったけれども、引き続き助走期間であったということになると思います。

安中 今回は、第2次五箇年計画を中心に、昭和40年代の初めから半ばぐらいまでの下水道事業の流れを振返っていただきました。

一つは、日本の当時の置かれていた状況がいわゆる米ソの緊張関係のはざまにいたということで、朝鮮戦争、あるいはベトナム戦争の時代を経て、日本の経済が順調に発展することになりましたし、そのことが逆に当時の仕組みの中では公害問題を引起させることになっていたわけです。

40年代になりますと、日本のGNPは世界の第2位と言われるまで上昇てきて、インフラ整備に対して資金を投入するという状況になってきて、これは非常に幸運な状況になっていたということになります。

先ほど婦人会議での発言を言わましたが、下水道がこのころから水質汚濁防止のために欠かせない施設だという認識が高まってきます。これは東京湾などの内湾にし尿を投入せざるを得ないという状況になったり、あるいは都市への人口集中が生じた結果、生活排水が未処理のまま排出されたり、また、用水型の工場が急速に発展し、その排水処理が十分でなかったということもあって、各地で水質汚濁の発生をみていたわけですから、下水道施設が必要だという認識が高まるのは当然であったわけです。

そのような中で、今お話ししたいたのような形で下水道法の整備、再構築というものが行われたわけであります。いつも久保さんはおっしゃっておりますが、準備を怠らないということで、あらゆる方面・角度から下水道法、あるいは下水道の仕組みに関する検討をしていましたが、この公害国会をチャンスとして生かすというか、そのときに一気に打って出ることにつながったということだと思います。

ただ、同じ建設省の河川局の水質問題に対する対応というものが、残念ながらこの時期には十分でなかったということで、これは今も関係がありますが、その後の水質汚濁防止行政、あるいは水行政に大きな影響をひきずってきているということになります。

もう1点は外国の動きということです。特に米国を中心にお話しいただきましたが、1970年代には米国でもやはり水質汚濁が全国的に起こって、それまで州政府、あるいは市町村に任せていた水質汚濁行政が、連邦政府のかかわりということ

でクローズアップされてきて、当時連邦政府では公衆衛生局（PHS）という文部厚生省の組織が所管していた下水道行政が内務省に移管されて、より総合的な立場から実施されることになったことです。

それから、当時のニクソン大統領は環境問題の育成に大変関心を持っておられて、今から考えますと非常に的確な施策を展開されています。これが日本の佐藤総理の指示による日本政府の動きにも非常に有効に働いたということで、日本独自の流れというものに加えて、米国の影響がここでも非常に幸運な形で働いて、水質汚濁防止行政のベースができ上がってきたということになると思います。

先進諸外国はこの当時に環境庁を作ったわけですが、日本もやや遅れて環境行政の強化のために環境庁が設置されたということで、次回は、その

環境庁の設立と下水道行政についてお話をいただきたいと思います。公告国会では14の法案が審議されて、そのうちの一つが下水道法であったわけです。その下水道法のねらいは先ほど説明していましたが、その間のいろいろな動きについても触れていただいて、次の年に発足した第3次五箇年計画がその額の大きさと内容によって下水道整備を大きく促進させた計画となっておりますので、この経緯そしてこの計画期間中に設立された日本下水道事業団の設立の経緯についてもお話をいただきたいと思います。

執行体制の充実という中で、最初は下水道事業センターでしたが、日本下水道事業団がこの時期に引継いで設立されておりますので、このあたりもお話ししていただきたいと思います。

（次号に続く）

